

証券コード 3140  
2019年9月12日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目13番18号  
いちご三田ビル3階  
株式会社アイデアインターナショナル  
代表取締役社長 森 正人

## 第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年9月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

また、当日は、お土産をご用意しておりませんので、予めご了承の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 2019年9月27日（金曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 東京都港区三田三丁目5番27号  
住友不動産三田ツインビル西館1階  
ベルサール三田  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第24期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第24期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金配当の件
  - 第2号議案 取締役7名選任の件
  - 第3号議案 監査役3名選任の件

#### 4. 議決権の行使等についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2019年9月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、またはスマートフォンによる場合は議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をご利用のうえ、画面の案内に従い、2019年9月26日（木曜日）午後6時までに賛否をご入力ください。なお、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。詳細につきましては、後記「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

##### (3) 書面及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

(4) 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、【事業報告】の「会社の新株予約権等に関する事項」、【連結計算書類】の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、【計算書類】の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.idea-in.com/>) への掲載をもって、株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

##### (5) 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.idea-in.com/>) に掲載させていただきます。

以上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集通知をご持参いただけますようお願い申し上げます。

## 「インターネットによる議決権行使のご案内」

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願いいたします。

### 1. インターネットによる議決権行使方法

- (1) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社が指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において行使可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時まではシステムメンテナンスのため取り扱いを休止します。)
- (2) 上記議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (3) スマートフォンによる方法として、議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。  
セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。  
スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
- (4) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には「仮パスワード」の変更（新しいパスワードの登録）をお願いいたします。
- (5) 議決権行使は、株主総会前日（2019年9月26日（木曜日））午後6時まで可能ですが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。

### 2. 留意事項

- (1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネットの利用環境、スマートフォンまたは携帯電話の機種等によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございます。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行（株） 証券代行部（ヘルプデスク） 電話（受付 9：00～21：00） 0120-173-027（通話料無料）
---

## 事業報告

(自 2018年7月1日  
至 2019年6月30日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当社グループの当連結会計年度（自2018年7月1日 至2019年6月30日）における業績は、前連結会計年度と比べ売上高は15,155百万円と6,143百万円の増収、営業利益は629百万円と213百万円の増益、経常利益は444百万円と150百万円の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は168百万円と127百万円の減益となりました。

売上高につきましては、キッチン家電を中心としたインテリア商品ブランド「ブルーノ」が、前期比142%と引き続き好調に推移したことで、全社におきましても前期比168%となりました。ブルーノの主力商品のコンパクトホットプレートが、セラミックコート鍋やノブなどの機能性・デザイン性に優れたオプション商品や、人気キャラクター「ムーミン」モデルなどの販売好調により売上が牽引しました。また、当期新発売したホットサンドメーカー、流しそうめん器、マルチスティックブレンダーなどのその他のキッチン家電や、ポータブルファンなどのインテリア家電も、WEBや雑誌の宣伝効果もあって、売上に貢献しました。さらに海外においても、中国、香港、台湾などでブルーノ商品の売上が拡大し、特に中国では同国最大のEコマースサイト「T-MALL」が主催するイベントで「売上に貢献した新進ブランド商品」として表彰されるなど、売上・人気とともにブランドの認知度が高まりました。

トラベル商品ブランド「ミレスト」につきましては、主力のバッグ商品において限定色や新型の投入により販売を拡大、引き続き好調を維持しております。また、アメリカの老舗織物メーカー「PENDLETON」との期間限定キャンペーンも好評で、認知度の高いブランドとのコラボレーションによる新たな顧客層へのアプローチが成功しました。結果、「ミレスト」の売上は前期比109%と拡大しました。

また、子会社の株式会社シカタもバッグ商品のOEM販売を中心に売上が伸ばしたことにより、全社の売上高は15,155百万円（前連結会計年度は9,011百万円）となりました。

営業利益につきましては、利益率の高い自社商品ブランドの売上が拡大したこと、及び株式会社シカタの利益が加わったことにより、営業利益は629百万円（前連結会計年度は415百万円）となりました。

経常利益は主に株主関連費用の増加があったものの444百万円（前連結会計年度は293百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益については、一部店舗及び老朽化した埼玉化粧品工場閉鎖について減損損失を計上したことにより168百万円（前連結会計年度は296百万円）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

住関連ライフスタイル商品製造卸売事業においては、前述のとおりキッチン家電を中心としたインテリア商品ブランド「ブルーノ」等自社商品ブランドが好調に推移し、特に中国や香港など海外でのホットプレート関連商品の売上が飛躍的に増加し、「ブルーノ」の海外売上は前期比360%を記録しました。また、株式会社シカタのバッグ商品のOEM販売等の売上が加わったことにより、売上高9,799百万円（前連結会計年度は5,461百万円）、営業利益は1,389百万円（前連結会計年度は1,290百万円）となりました。

住関連ライフスタイル商品小売事業においては、当期は名古屋市や西宮市など6都市に7店舗を新規出店し、中でも複数のブランドを配置するハイブリッド型店舗で売上が伸び、利益にも貢献しました。また、実店舗とオンラインショップの会員サービスを統合したことや、配送リードタイムの短縮など自社販売サイトの利便性を改善したこと、母の日ギフトなどタイムリーなセールを多数展開したことにより、Eコマースにおける売上が前期比155%と大きく伸ばしました。さらに株式会社シカタの小売売上が加わったことにより、売上高5,346百万円（前連結会計年度は3,539百万円）、営業利益は243百万円（前連結会計年度は120百万円）となりました。

デザイン事業においては、売上高9百万円（前連結会計年度は11百万円）、営業利益は9百万円（前連結会計年度は10百万円）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、140百万円であります。

その主な内訳は、新規出店・改装に伴う店舗内装設備（85百万円）及び新商品開発に伴う金型（54百万円）となっております。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社が判断したものであります。

当社は2008年上場以来、売上は50億円程度で伸び悩み、暫く業績低迷が続きました。それを打破すべく、2013年に健康コーポレーション株式会社（現RIZAPグループ株式会社）グループ入りし、親会社の支援を受け、短期間で赤字体質から黒字体質への転換に成功しました。黒字体質への転換から次のステップである成長ステージに進むべく、2018年6月期に成長戦略を立案、また、新株式発行による資金調達も実施し、2018年6月期から成長戦略を推し進めてまいりました。その結果、成長戦略2年目の2019年6月期において、連結売上は151億円に達し、計画を大きく上回りました。

成長戦略3年目の2020年6月期においては、さらなる成長を目指して、引き続き成長戦略を推し進めてまいります。商品開発に関して、インテリア商品ブランド「ブルーノ」においては好調なキッチン家電や加湿器等の季節家電をさらに拡充すべく新商品開発に注力してまいります。また、トラベル商品ブランド「ミレスト」においては好調なバッグ商品やアウトドア商品などを開発してまいります。直営店舗に関して、新規出店は確実に収益が確保できる立地を見定め、複数ブランドを配置した収益性の高いハイブリッド型店舗を中心に展開してまいります。大幅な売上拡大が見込めるEコマースに関して、新規顧客を獲得するため大手モールサイトへの出店を計画、また、既存顧客の購入回数を増やすために、顧客管理（CRM）を強化し適切な情報発信等の施策を実施することで売上拡大を図ってまいります。また、中国、香港、台湾などアジア圏において「ブルーノ」の認知及び評価が高まり、海外の売上が急拡大しています。2020年6月期は海外販売代理店との連携を一層強化し、売上拡大を図ってまいります。マーケティング関連では、インテリア商品ブランド「ブルーノ」、トラベル商品ブランド「ミレスト」等ブランド認知向上のための広告宣伝・販売促進を戦略的に進めてまいります。

以上の成長戦略を確実に実行し、粗利率の高い自社オリジナル商品の売上拡大、粗利率の高い販路の売上拡大を図ることで、収益拡大に取り組んでまいります。また、子会社である株式会社シカタとはシカタの強みである海外における生産管理ノウハウを活かし、当社グループの海外生産及び流通を効率化してまいります。また、アイデアの強みである商品企画及びデザイン力を活かし、コラボレーション商品の開発、さらに、新たなカテゴリー商品の開発を行ってまいります。販売部門においては、両企業の販売チャネル活用による収益向上、Eコマース分野における販売見直しによる収益構造の強化を進めてまいります。

以上を踏まえ、次期の業績は売上高15,900百万円、営業利益650百万円、経常利益450百万円、親会社株主に帰属する当期純利益250百万円と増収増益を見込んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	期別	第 23 期 2018年6月期	第 24 期 (当連結会計年度) 2019年6月期
売 上 高 (百万円)		9,011	15,155
経 常 利 益 (百万円)		293	444
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		296	168
1株当たり当期純利益 (円)		20.98	11.77
総 資 産 額 (百万円)		9,477	8,531
純 資 産 額 (百万円)		4,038	4,155
1株当たり純資産額 (円)		281.54	289.72

(注) 当社では、第23期より連結計算書類を作成しております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	期別	第 21 期 2016年6月期	第 22 期 2017年6月期	第 23 期 2018年6月期	第 24 期 (当事業年度) 2019年6月期
売 上 高 (百万円)		6,160	7,205	8,306	10,062
経 常 利 益 (百万円)		148	334	280	146
当 期 純 利 益 (百万円)		223	295	306	7
1株当たり当期純利益 (円)		18.92	24.80	21.69	0.51
総 資 産 額 (百万円)		3,633	4,396	8,233	7,198
純 資 産 額 (百万円)		617	905	4,047	4,009
1株当たり純資産額 (円)		50.94	76.09	282.21	279.56

(注) 当社は、2017年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため第21期の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

(i) 親会社との関係

当社の親会社はR I Z A Pグループ株式会社であり、当社の普通株式を7,570,500株(持株比率51.4%)所有しております。当社は親会社に関連ライフスタイル商品を販売するなどの取引を行っております。

(ii) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性はあると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性については問題ないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社シカタ	100	100%	バックの企画・製造(OEM、ODM事業、ブランド事業)

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社シカタ
特定完全子会社の住所	京都市山科区西野小柳町38番地の3
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,598百万円
当社の総資産額	7,198百万円

(7) 主要な事業内容(2019年6月30日現在)

事業部門	主要製品・事業内容
住関連ライフスタイル商品製造卸売事業	住関連ライフスタイル商品(時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等)の卸売事業
住関連ライフスタイル商品小売事業	住関連ライフスタイル商品(時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等)の直営店およびEコマースによる小売事業
デザイン事業	商品関連、住空間関連等のコンセプト・デザインの企画・作成



(8) 主要な営業所及び店舗 (2019年6月30日現在)

本 社：東京都港区

店 舗：

IDEA SEVENTH SENSE

有楽町マルイ店

ルミネ池袋店

アトレ品川店

新丸の内ビルディング店

アトレ吉祥寺店

三井アウトレットパーク入間店

渋谷ヒカリエShinQs店

テラスモール湘南店

タカシマヤゲートタワーモール店

八重洲地下街店

ららぽーとEXPOCITY店

ペリエ千葉店

三井アウトレットパーク長島店

パルクヤ上野店

アトレ浦和店

関西国際空港店

TRAVEL SHOP MILESTO

成田国際空港店

有楽町マルイ店

ルクア大阪店

エスパル仙台店

テラスモール湘南店

ペリエ千葉 エキナカ店

八重洲地下街店

関西国際空港店

新宿ミロード店

大丸札幌店

越谷レイクタウン店

渋谷ヒカリエShinQs店

ららぽーとTOKYO-BAY店

みなとみらい東急スクエア店

松坂屋名古屋店

天神ソラリアプラザ店

TRAVEL STYLE by MILESTO

Echica池袋店

船橋店

名古屋店

イオンモール常滑店

Terracuore

有楽町マルイ店

ルミネ池袋店

東急百貨店東横店

パルコヤ上野店

丸の内ビルディング店

横浜ジョイナス店

BRUNO

ルミネ新宿店

羽田空港国際線店

大丸札幌店

越谷レイクタウン店

エキュート赤羽店

BRUNOルミネ有楽町店

ららぽーとTOKYO-BAY店

グランツリー武蔵小杉店

松坂屋名古屋店

阪急西宮ガーデンズ店

GOOD GIFT GO

イオンモール座間店

プライムツリー赤池店

ららぽーと名古屋みなとアクルス店

TERRACUORE Notes

テラスモール湘南店

FLAT+

三井アウトレットパーク幕張店

(9) 従業員の状況 (2019年6月30日現在)

① 連結会社の状況

2019年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
住関連ライフスタイル商品製造卸売事業	77	[ 14]
住関連ライフスタイル商品小売事業	203	[184]
デザイン事業	6	[ 0]
その他管理部門	62	[ 8]
合計	348	[206]

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除いております。)を記載しております。また、従業員数の〔外書〕は、臨時雇用者数の当該期間における平均雇用人数を記載しております。

② 提出会社の状況

2019年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
246 [158]	33.4	4.2	4,036,983

セグメントの名称	従業員数(名)	
住関連ライフスタイル商品製造卸売事業	38	[ 14]
住関連ライフスタイル商品小売事業	140	[136]
デザイン事業	6	[ 0]
その他管理部門	62	[ 8]
合計	246	[158]

(注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除いております。)を記載しております。また、従業員数の〔外書〕は、臨時雇用者数の当該期間における平均雇用人数を記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (10) 主要な借入先の状況 (2019年6月30日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株 式 会 社 新 生 銀 行	970
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	415
株 式 会 社 京 都 銀 行	204
株 式 会 社 富 山 銀 行	150
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	130
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	120
楽 天 銀 行 株 式 会 社	100
株 式 会 社 第 四 銀 行	75
京 都 中 央 信 用 金 庫	72
株 式 会 社 南 都 銀 行	69
株 式 会 社 徳 島 銀 行	56
株 式 会 社 り そ な 銀 行	56
株 式 会 社 高 知 銀 行	30
株 式 会 社 京 葉 銀 行	11

(注) シンジケートローンは、株式会社りそな銀行を幹事とする6社（株式会社みずほ銀行、株式会社東日本銀行、株式会社横浜銀行、昭和リース株式会社、株式会社滋賀銀行）の協調融資によるものです。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 35,968,000株  
 (2) 発行済株式総数 14,717,350株  
 (3) 株主数 27,945名  
 (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
R I Z A P グ ル ー プ 株 式 会 社	7,570,500	52.8
松 原 元 成	105,900	0.7
河 野 恭 一	25,900	0.2
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	21,100	0.1
富 田 庸 雄	10,000	0.1
三 津 寛 子	10,000	0.1
田 中 昭 道	9,000	0.1
田 中 耀	8,000	0.1
北 野 亮	7,100	0.0
丸 山 定 雄	6,800	0.0

(注) 1 当社は、自己株式(374,715株)を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2 持株比率は、自己株式(374,715株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	森 正 人	RIZAPグループ株式会社執行役員 株式会社シカタ代表取締役会長
取締役（マーケティング&セールス本部長）	星 野 智 則	株式会社シカタ取締役
取締役（経営情報部長）	松 原 元 成	株式会社シカタ取締役
取締役	加 藤 健 生	株式会社シカタ取締役
常勤監査役	丸 山 定 雄	
監査役	岩 城 健	岩城税理士事務所代表
監査役	榎 本 一 久	弁護士法人東京表参道法律事務所代表社員 株式会社クレアスライフ監査役

- (注) 1 監査役丸山定雄氏、岩城健氏及び榎本一久氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 2 監査役岩城健氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 3 監査役榎本一久氏は、東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
- 4 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	瀬 戸 健	RIZAPグループ株式会社代表取締役 RIZAP株式会社代表取締役 RIZAPイノベーションズ株式会社代表取締役 健康制約株式会社代表取締役 RIZAP ENGLISH株式会社代表取締役 株式会社メルディアRIZAP湘南スポーツパートナーズ代表取締役 健康コーポレーション株式会社代表取締役	2018年9月27日

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各業務執行取締役等でない取締役及び各監査役は、当社定款第28条第2項及び第37条第2項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額まで責任を限定する内容の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	3 (0)	47,751 ( —)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	7,200 (7,200)
合計 (うち社外役員)	6 (3)	54,951 (7,200)

- (注) 1 当事業年度末現在の人員は、取締役4名、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記支給人員との相違は、無報酬の取締役が1名存在していること、および2018年9月27日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名が無報酬であることによるものであります。
- 2 取締役及び監査役の年間報酬限度額は、株主総会において次のとおり決議されております。
- 取締役報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人としての給与を除く)  
 年間 200,000千円(2008年9月26日開催の定時株主総会)  
 (うち社外取締役 30,000千円)
- 監査役報酬限度額  
 年間 40,000千円(2008年9月26日開催の定時株主総会)

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

監査役岩城健氏は、岩城税理士事務所代表を兼務しております。兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役榎本一久氏は、弁護士法人東京表参道法律事務所の代表社員及び株式会社クレアスライフの監査役を兼務しております。各兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
常勤監査役	丸山定雄	当事業年度開催の14回の取締役会のうち全てに出席し、12回の監査役会のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	岩城健	当事業年度開催の14回の取締役会のうち全てに出席し、12回の監査役会のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	榎本一久	当事業年度開催の14回の取締役会のうち全てに出席し、12回の監査役会のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

##### ③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

雑貨・化粧品の製造・販売を行ういわゆる専門メーカーである当社は、重要な取引や投資等の重要な業務執行について議論し、意思決定することを取締役会の重要な役割としております。重要事項について迅速な意思決定が求められることも少なくありません。このような当社取締役会の役割に照らせば、当社取締役には、当社事業についての十分な知識と経験が求められていると考えております。社外取締役が経営の監督に果たす一般的な有用性を否定するものではありませんが、当社では、当社の事業に必ずしも精通していない社外取締役を招聘すると、意思決定機関としての取締役会の機能が損なわれるおそれがあるため、社外取締役を置くことは相当でないかと判断しておりました。もともと、現状の体制を機軸としつつ、事業戦略に応じて、経営及びガバナンスの更なる強化を図るため検討した結果、今般適任者を得ることができましたので、2019年9月27日開催予定の第24回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。



#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の額 24百万円

当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
24百万円

- (注) 1 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額が適正であると判断し同意いたしました。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 3 当社の子会社である株式会社シカタは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2008年3月15日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制整備を目的として、以下の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。なお、2018年8月24日付けでその内容の一部を改定しております。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスに係る社内規程を定める。これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き横断的に統括するとともに、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図る。

取締役会を定期的に開催する等、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するための十分な体制を運営する。

また、内部通報体制に係る社内規程を定め、役員及び従業員等が社内においてコンプライアンス違反行為を防止する体制を構築するとともに通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを定める。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・文書取扱規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。

これら文書を取締役及び監査役はいつでも閲覧できるものとする。

#### ③ 損失危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社内規程に基づき、事業活動全般にわたり発生する様々なリスクに対し、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。

経営戦略上のリスクに関しては経営会議で、業務上のリスクについては関連部署で、それぞれリスク分析及びその対応策を検討し、取締役会において審議する。

また、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に照会し対処する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な社内規程として職務権限規程、稟議規程等を更新し、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。また、取締役会を定期的に開催することで各役員の職務の執行に対する評価・分析を行う。

さらに取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、経営会議にて業務執行に関する事項及び重要事項に係るテーマについて審議を行う。

また、IT対応に係る内部統制を整備し、有効な社内コミュニケーション機能を構築する。

⑤ 企業集団の業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業務に関する重要な情報については、「子会社管理規程」に基づき、報告責任のある取締役が定期的又は随時報告して、取締役会において情報共有ならびに協議を行う。

(b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を管理する主管部門を「子会社管理規程」において、経営情報部と定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、経営情報部は子会社から適時に報告を受ける。

(c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は必要に応じて、当社の取締役及び使用人の中から相応しい者を、子会社の取締役として任命・派遣し、当社及び当社の子会社の業務の適正な遂行を確保する。

(d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社全体として、企業倫理遵守に関する行動をより明確に実践するため、「役員従業員倫理規程」を定め、当社及び当社の子会社の取締役及び使用人に周知徹底させる。また、当社の内部監査部門が、子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。

(e) その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社の子会社は、経営の自主性及び独立性を保持しつつ、当社の親会社及び親会社の子会社（以下「親会社等」という）を含む企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に貢献するため、また、グループ経営の一体性確保のため、親会社の指揮のもと、当社経営陣と親会社等経営陣による連結会議を定期的に行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、総務部門又は内部監査部門に所属する使用人を随時監査役の補助職務に当たらせる。当該使用人の人事については、取締役が監査役の同意を求める。また、その独立性を確保するため、当該使用人に対する指揮命令は監査役にのみ属する。

- ⑦ 監査役への報告体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役又は使用人は、法令・定款及び社内規程に違反する恐れのあることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。また、内部通報体制に係る社内規程において、監査役も通報窓口とすることを定めるとともに、通報内容を秘守し、通報者に対し不利益な扱いを行わないことを定める。

また、監査役は社内規程に基づき、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査役は、内部監査担当や監査法人と情報の交換を行うなど連携を図る。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行をするために生ずる費用について、当社に対して費用の前払又は償還を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、あらゆる会議への出席権限を有するものとし、代表取締役社長及び各取締役と定期的に意見交換を行い、取締役及び使用人に対する調査・是正を行うとともに、コンプライアンス、情報保存・管理、リスク管理に関与する部署ならびに内部監査部門との連携を図るものとする。

また、監査役は共有サーバーへのアクセスなどにより各種会議の議事録等の情報を閲覧できるものとする。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求等に対しては毅然とした対応をとる。

当社は、上記の基本的な考え方のもと、反社会的勢力排除に向け「反社会的勢力対策規程」を制定し、平素から関係行政機関、顧問弁護士及び外部調査機関等の専門機関との連携を深め、情報収集に努める。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

- ① 当社は、毎月1回以上の定例取締役会のほか、毎月1回の経営会議を開催し、取締役及び社員の職務執行について確認しております。また取締役会の議事録は開催ごとに作成し、経営情報部において保存管理しております。
- ② 常勤監査役は、当社取締役会のほか、経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から個別に業務執行の状況についての聴取を行うなど、業務執行の状況等を確認検証しており、監査役会において情報が共有されております。
- ③ 財務報告に係る内部統制につき、決算財務プロセスその他重要なプロセスの検証及び評価を実施しております。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識し、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行なうことを基本方針としております。配当につきましては、財務基盤の健全性を維持し、事業環境の変化や将来の事業展開に応じた内部留保の充実と長期的な安定配当を考慮した配当政策を実施してまいります。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき4円00銭とさせていただきます。

---

本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

2019年6月30日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,410	流動負債	2,822
現金及び預金	785	支払手形及び買掛金	901
受取手形及び売掛金	1,755	短期借入金	582
商品及び製品	2,819	1年内返済予定の長期借入金	589
その他	1,057	未払法人税等	94
貸倒引当金	△7	賞与引当金	54
固定資産	2,112	役員賞与引当金	0
有形固定資産	756	返品調整引当金	13
建物及び構築物	342	販売促進引当金	18
土地	290	リコール損失引当金	3
その他	124	その他	564
無形固定資産	718	固定負債	1,554
のれん	628	長期借入金	1,289
その他	90	退職給付に係る負債	179
投資その他の資産	636	役員退職慰労引当金	18
繰延税金資産	318	その他	65
その他	317	負債合計	4,376
繰延資産	9	(純資産の部)	
株式交付費	9	株主資本	4,162
資産合計	8,531	資本金	1,509
		資本剰余金	1,818
		利益剰余金	917
		自己株式	△82
		その他の包括利益累計額	△7
		繰延ヘッジ損益	△5
		為替換算調整勘定	△2
		純資産合計	4,155
		負債純資産合計	8,531

# 連結損益計算書

自 2018年7月1日 至 2019年6月30日

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		15,155
売上原価		9,182
売上総利益		5,973
返品調整引当金戻入額		17
返品調整引当金繰入額		13
差引売上総利益		5,977
販売費及び一般管理費		5,348
営業利益		629
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
為替差益	19	
その他	8	27
営業外費用		
支払利息	35	
支払手数料	19	
株主関連費用	128	
その他	28	212
経常利益		444
特別損失		
減損損失	71	
工場閉鎖損失	12	
その他	5	89
税金等調整前当期純利益		354
法人税、住民税及び事業税	138	
法人税等調整額	47	185
当期純利益		168
親会社株主に帰属する当期純利益		168

# 貸借対照表

2019年6月30日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,675	流動負債	2,149
現金及び預金	651	支払手形	317
受取手形	90	買掛金	467
売掛金	778	短期借入金	482
商品及び製品	2,349	1年内返済予定の長期借入金	390
前払費用	221	未払金	211
その他	586	未払費用	120
貸倒引当金	△2	未払法人税等	40
固定資産	2,513	賞与引当金	26
有形固定資産	353	返品調整引当金	6
建物	236	販売促進引当金	18
工具、器具及び備品	84	リコール損失引当金	3
その他	32	その他	66
無形固定資産	42	固定負債	1,039
リース資産	34	長期借入金	973
その他	8	その他	66
投資その他の資産	2,117	負債合計	3,188
関係会社株式	1,598	(純資産の部)	
繰延税金資産	232	株主資本	4,011
その他	286	資本金	1,509
繰延資産	9	資本剰余金	1,818
株式交付費	9	資本準備金	1,818
資産合計	7,198	利益剰余金	765
		その他の利益剰余金	765
		繰越利益剰余金	765
		自己株式	△82
		評価・換算差額等	△2
		繰延ヘッジ損益	△2
		純資産合計	4,009
		負債純資産合計	7,198



# 損 益 計 算 書

自 2018年7月1日 至 2019年6月30日

(単位：百万円)

科目	金額	
売 上 高		10,062
売 上 原 価		5,586
売 上 総 利 益		4,475
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		7
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		6
差 引 売 上 総 利 益		4,477
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,151
営 業 利 益		325
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
そ の 他	4	4
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27	
株 主 関 連 費 用	128	
そ の 他	26	183
経 常 利 益		146
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	5	
減 損 損 失	71	
工 場 閉 鎖 損 失	12	
そ の 他	0	89
税 引 前 当 期 純 利 益		57
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	56	
法 人 税 等 調 整 額	△5	50
当 期 純 利 益		7

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年8月26日

株式会社イデアインターナショナル  
取締役会 御中

### 東 邦 監 査 法 人

指 定 社 員      公認会計士      齋 藤 義 文 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員      公認会計士      木 全 計 介 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イデアインターナショナルの2018年7月1日から2019年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イデアインターナショナル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年 8月26日

株式会社イデアインターナショナル  
取締役会 御中

### 東 邦 監 査 法 人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      齋 藤 義 文 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員      公 認 会 計 士      木 全 計 介 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イデアインターナショナルの2018年7月1日から2019年6月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2018年7月1日から2019年6月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について見当を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められませんでした。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月26日

株式会社イデアインターナショナル 監査役会

常勤監査役 丸山定雄 ㊟

監査役 岩城 健 ㊟

監査役 榎本 一久 ㊟

注：監査役全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金4円  
総額 金57,370,540円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年9月30日



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
2	ほし の とも のり 星 野 智 則 (1974年 5月22日)	1997年 4月 株式会社あさひ銀行（現 株式会社りそな銀行）入社 2002年10月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社入社 2006年 4月 株式会社ワールドヘルスシステム入社 2007年 7月 健康コーポレーション株式会社（現 RIZAPグループ株式会社）入社 2007年 9月 株式会社ジャパングヤルズ取締役 2013年 4月 株式会社 J G Beauty（現 株式会社ジャパングヤルズSC）取締役 2014年 9月 当社取締役マーケティング&セールス本部長（現任） 2018年 4月 株式会社シカタ取締役（現任）  （重要な兼職の状況） 株式会社シカタ取締役	4,000株
3	まつ ばら もと なり 松 原 元 成 (1962年 8月17日)	1987年 4月 アメリカンファミリー生命保険会社入社 1991年 1月 株式会社マルマン入社 1994年 9月 同社AAS企画本部長 1995年 6月 同社取締役 1996年 4月 株式会社エムアンドシー入社 1996年 9月 株式会社シタシオンジャパン入社 1998年12月 同社取締役 2000年 9月 当社入社 2000年 9月 当社取締役管理本部長 2003年 9月 当社取締役経営管理部長 2007年 2月 当社常務取締役経営管理部長 2009年 9月 株式会社クレアベルデ取締役 2010年 7月 当社常務取締役管理本部長兼経営管理部長  2013年11月 当社常務取締役経営情報本部長 2014年 5月 当社常務取締役経営情報部長 2014年 9月 当社取締役経営情報部長（現任） 2018年 4月 株式会社シカタ取締役（現任）  （重要な兼職の状況） 株式会社シカタ取締役	105,900株



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所 有 する 当社の株式数
4	お の さとし 小 野 聡 (1964年10月22日)	1989年4月 最高裁司法研修所入所 第43期司法修習生 1991年4月 第二東京弁護士会 弁護士登録 2006年4月 かつま法律事務所（現ライブラ法律会計事 務所）開設 所長（現任）  (重要な兼職の状況) ライブラ法律会計事務所 所長	0株
5	さ き き まもる 佐 々 木 衛 (1977年7月27日)	2005年10月 シドリーオースティン外国法事務弁護士事 務所西川総合法律事務所外国法共同事業 (現 西川シドリーオースティン法律事務所 外国法共同事業) 入社 2007年8月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ（現 株式会社DAホールディングス） 入社 2009年10月 当社 入社 2014年9月 当社 コンプライアンス室長 2015年7月 当社 コンプライアンス部長（現任）	1,200株
6	す ぎ き ひろ ゆき 須 崎 博 之 (1975年4月16日)	2001年4月 株式会社野村総合研究所 入社 2003年1月 ネットワンシステムズ株式会社 入社 2006年11月 株式会社ソフィア 入社 2010年10月 当社 入社 2014年5月 当社 営業部長 2017年7月 当社 商品部長（現任）	0株
7	こ ば や し ひろ ゆき 小 林 寛 幸 (1978年1月10日)	2001年4月 株式会社クラベリア 入社 2004年1月 株式会社インデックス（現 iXIT株式会社） 入社 2007年4月 株式会社ビルケンシュトックジャパン（現 株式会社ベネクシー）入社 2016年10月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会 社 入社 2017年3月 当社 入社 EC事業部長（現任）	0株

- (注) 1. 候補者小野聡氏、佐々木衛氏、須崎博之氏及び小林寛幸氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 小野聡氏は、社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。  
同氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であり、そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
3. 小野聡氏とは、当社定款第28条第2項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額まで責任を限定する内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
1	はまだしゅんいち 濱田 俊一 (1954年7月9日)	1979年4月 東京芝浦電気株式会社（現株式会社東芝） 入社 2012年6月 東芝トレーディング株式会社 常勤監査役 2014年8月 株式会社ジョイフルアスレティッククラブ 常勤監査役 2018年6月 株式会社02 常勤監査役	0株
2	いわきけん 岩城 健 (1952年7月30日)	1977年12月 公認会計士社会計事務所（現 辻・本郷 税理士法人）入所 1988年12月 税理士登録 2001年9月 岩城税理士事務所開設・代表（現任） 2005年6月 当社監査役（現任）  (重要な兼職の状況) 岩城税理士事務所代表	5,000株
3	えのもとかずひさ 榎本 一久 (1975年3月19日)	1998年4月 最高裁判所司法研修所 司法修習生 2000年4月 新銀座法律事務所 勤務弁護士 2000年8月 銀座シティ法律事務所 勤務弁護士 2005年4月 シティ法律事務所 勤務弁護士 2007年9月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社 ヴァイスプレジデント（法務部所属） 2008年12月 弁護士法人榎本・寺原法律事務所（現 弁護士法人東京表参道法律事務所） 代表社員（現任） 2014年9月 当社監査役（現任） 2017年12月 株式会社クレアスライフ監査役（現任）  (重要な兼職の状況) 弁護士法人東京表参道法律事務所代表社員 株式会社クレアスライフ監査役	0株

- (注) 1. 候補者濱田俊一氏は、新任の監査役候補者であります。  
2. 各監査役候補者は社外監査役候補者であります。なお、当社は、榎本一久氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
3. 社外監査役候補者の選任理由について  
① 濱田俊一氏につきましては、同氏はこれまで複数の企業の常勤監査役を歴任しており、その豊富な経験から、当社の取締役会に対する有益なアドバイスをいただくとともに、

当社の経営執行等の適法性について客観的及び中立的な監査を行っていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- ② 岩城健氏につきましては、同氏がこれまで会社経営に関与したことはございませんが、長年培ってきた税理士としての専門知識、経験を活かして、その専門的見地から、当社の取締役会に対する有益なアドバイスをいただくとともに、当社の経営執行等の適法性について客観的及び中立的な監査を行っていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年3ヶ月であります。
  - ③ 榎本一久氏につきましては、同氏がこれまで会社経営に関与したことはございませんが、長年培ってきた弁護士としての専門知識、経験を活かして、その専門的見地から、当社の取締役会に対する有益なアドバイスをいただくとともに、当社の経営執行等の適法性について客観的及び中立的な監査を行っていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
4. 濱田俊一氏とは、当社定款第37条第2項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額まで責任を限定する内容の責任限定契約を締結する予定であります。
  5. 岩城健氏及び榎本一久氏とは、当社定款第37条第2項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額まで責任を限定する内容の責任限定契約を締結しております。また本株主総会において、両氏の再任が承認された場合には本契約を継続する予定であります。
  6. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。

以上





# 株主総会会場ご案内図

## ベルサール三田

東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館1階



### 交通のご案内

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| JR山手線・京浜東北線    | 田町駅三田口（西口）より徒歩約8分 |
| 都営地下鉄三田線・浅草線   | 三田駅A1出口より徒歩約6分    |
| 都営地下鉄浅草線・京浜急行線 | 泉岳寺駅A3出口より徒歩約6分   |

（お願い）

会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。